

みやま市農業委員会総会議事録

日 時 令和4年2月10日 午後1時34分～午後1時58分

場 所 みやま市役所大会議室

出欠者 出席者 17名 欠席者 1名

議 事 1. 開 会

2. 付議事案

議案第39号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第40号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第41号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第42号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用
集積計画の決定について

3. 報告事項

1. 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

2. 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

3. 農地法第18条第6項の規定による通知について

4. 使用貸借解約通知について

5. 利用権等設定事業による農地の賃貸借平均価格（実勢価格）につ
いて

4. 閉 会

出席委員（17名） 会長 徳 永 順 子

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1番	山 下 秀 徳	2番	新 開 文 則
3番	河 野 正 春	4番	河 野 義 明
5番	原 田 龍三郎	8番	加 藤 和 己
9番	岡 田 佳 子	10番	田 崎 明
11番	嶋 芙 沙子	12番	木 下 正 信
13番	大 城 祐 吉	14番	中川原 大 吉
15番	河 野 和 夫	16番	平 川 弘 義
17番	内 藤 秋 彦	18番	池 田 正 幸
19番	徳 永 順 子		

欠席委員（1名）

7番 野 田 恵 次

出席推進委員（14名）

座席番号	氏 名	座席番号	氏 名
22番	森 静 男	23番	石 橋 直 幸
24番	江 崎 須三信	26番	堤 貴 大
29番	松 尾 一 則	30番	柿 原 廣 典
31番	坂 梨 誠 治	32番	河 野 通 成
33番	川 口 広 樹	34番	大 城 政 英
35番	山 下 久 弥	36番	古 賀 勝 則
38番	末 吉 智 宣	39番	岩 屋 明

本会議に出席した事務局職員

事務局 長 岡 俊 幸
事務局 係長 相 地 智 輝
事務局 東 竜 雄
事務局 田 中 砂 希

午後1時34分 開会

○事務局（岡）

それでは、ただいまから令和4年2月定例総会を開催させていただきます。

開会に当たりまして、会長が御挨拶申し上げます。

○会長（徳永）

〔挨拶を述べる〕

○事務局（岡）

早速、議事に入らせていただきますが、みやま市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、会長が議長を務め、議事を進めてまいります。

それでは、会長よろしくお祈いします。

○議長（徳永）

規定により、議長を務めます。皆さんの御協力をよろしくお祈いします。

それでは、お手元の資料に基づきまして進めてまいります。

初めに、本日の出席委員は17名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

なお、議席番号7番野田委員より欠席の届けが出ておりますので御報告いたします。

推進委員は、14名の委員に出席いただいております。

次に、会議規則第14条第2項に定める議事録署名委員の指名についてですが、本日は、議席番号10番田崎明委員、同じく11番嶋英沙子委員にお願いします。

また、本日の会議書記には事務局職員の相地智輝君を指名いたします。

議事に入らせていただきます前にお断りしておきます。

総会において委員が発言される場合は、議長の許可を受けた後、議席番号と氏名を言ってから発言されるようにお願いします。また、個人情報保護の観点から、発言においては個人名等の固有名詞は避けていただきますようお願いいたします。

なお、発言中に個人名等が出た場合は、職権にて削除させていただきますので御了承願います。

それでは、議事に入らせていただきます。

議案第39号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局は、整理番号1番について説明をしてください。

○事務局（東）

整理番号1番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、売買となっております。

なお、譲受人の耕作面積が5反未満ではありますが、永小作権を有する売買のため要件を満たしております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見ををお願いします。

○18番（池田）

先月28日に現地調査並びに申請書類を調査しましたが、何ら問題ないと思いますので、審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号1番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第39号、整理番号1番を原案どおり許可することに決定いたします。

事務局は、整理番号2番について説明をしてください。

○事務局（東）

整理番号2番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、贈与となっております。

なお、譲受人の耕作面積が5反未満ではありますが、親子間の贈与のため要件を満たしております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見ををお願いします。

○38番（末吉）

ここは親子ということで、何ら問題ないかと思われます。御審議よろしくお願ひします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号2番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第39号、整理番号2番を原案どおり許可することに決定いたします。

事務局は、整理番号3番について説明をしてください。

○事務局（東）

整理番号3番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、贈与となっております。

なお、この申請は「農地付き住宅の贈与」に係るものであり、譲受人は非農家であることから、下限面積要件は適用されないものです。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○32番（河野）

申請書並びに現地を確認いたしました。地元推進委員としましては何ら問題ないと考えております。皆様の御審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号3番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第39号、整理番号3番を原案どおり許可することに決定いたします。

次に、議案第40号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局は、整理番号1番について説明をしてください。

○事務局（相地）

整理番号1番について説明します。申請地、申請人及び転用理由は議案書のとおりです。

農地の広がり10ヘクタール以上の第一種農地に農業用施設用地として苗床及び藁ロール置場を建設するために転用するものです。

東は田、西は道路、北は田、南は道路に面しており、隣接農地アンケートの結果、了承済みです。

水利関係は、地元行政区長及び水利委員から被害防除に努めることとの条件付き承諾を得てあります。

雨水排水については、自然流下します。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見ををお願いします。

○38番（末吉）

2月7日に現地確認しましたが、何ら問題ないと思われま。御審議よろしくお願ひします。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見ををお願いします。

○農地委員（岡田）

別にここは問題ないと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号1番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第40号、整理番号1番を原案どおり承認することに決定いたします。

次に、議案第41号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局は、整理番号1番について説明してください。

○事務局（相地）

整理番号1番について説明します。申請地、申請人及び転用理由は議案書のとおりです。

農地の広がり10ヘクタール以上の第一種農地に居宅を建築するために転用するものです。農地転用不許可の例外「集落接続」を適用しております。

東は道路、西は水路、北は宅地、南は田に面しており、隣接農地アンケートの結果、了承済みです。

水利関係は、地元行政区長から無条件承諾を得てあります。

雨水排水については、溜柵を設置し東側道路側溝へ放流します。

生活雑排水は、既設の下水道へ接続します。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○26番（堤）

今月7日に資料及び現地を確認したところ、特に問題ないと思われれます。審議の方をよろしくをお願いします。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見をお願いします。

○農地委員（岡田）

7日に現地に行って、別に問題なかったと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号1番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第41号、整理番号1番を原案どおり承認することに決定いたします。

事務局は、整理番号2番について説明してください。

○事務局（相地）

整理番号2番について説明します。申請地、申請人及び転用理由は議案書のとおりです。

農地の広がり10ヘクタール以上の第一種農地に農業用施設用地拡張に伴う駐車場及び通路を建設するために転用するものです。

東は畑、西も畑、北は水路、南は道路に面しており、隣接農地アンケートの結果、了承済みです。

水利関係は、地元行政区長及び水利関係役員から無条件承諾を得てあります。

雨水排水については、U字溝を設置し北側水路へ放流します。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○22番（森）

今月7日に地元委員と現地を確認いたしました。推進委員としては何ら問題ないと思われしますので、よろしく願いいたします。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見をお願いします。

○農地委員（岡田）

これも現地に行きましたけれども、別に問題ないと思います。よろしく願いいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号2番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第41号、整理番号2番を原案どおり承認することに決定いたします。

次に、議案第42号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局は、議案第42号について説明をしてください。

○事務局（田中）

議案第42号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について説明します。

議案書5ページを御覧ください。周年契約は、田8万7,414平方メートル、畑4,108平方メートル、合計9万1,522平方メートルで、件数は32件、筆数は62筆となっております。

期間借地は田3,860平方メートルで、件数は2件、筆数は2筆となっております。

内容につきましては、6ページ以降に各筆別明細をつけておりますが、事前に議案書を送付しておりますので、説明は省略いたします。

議案書11ページを御覧ください。あっせんに関する所有権移転は、機構からの買入れが1件、機構への売渡しが1件となっております。内容につきましては、次の12ページに記載のとおりですが、事前に議案書を送付しておりますので説明は省略いたします。以上です。

○議長（徳永）

ただいま議案第42号について説明をいたしました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

議案第42号は決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第42号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農

用地利用集積計画の決定については、計画のとおり決定いたします。

それでは続きまして、2. 報告事項です。

報告事項、第1号について、事務局は説明をお願いします。

○事務局（相地）

報告事項、第1号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、市街化区域における駐車場及び倉庫敷地のための転用届出を1件受理しております。

現地・書類を確認し問題なしと判断しております。以上です。

○議長（徳永）

ただいま報告事項、第1号について説明がありましたが、御質問をお受けします。何か御質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問がないようですので、報告事項、第1号をこれで終わらせていただきます。

続きまして、報告事項、第2号について、事務局は説明をお願いします。

○事務局（相地）

報告事項、第2号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、市街化区域における駐車場及び進入路のための転用届出1件受理しております。

現地・書類を確認し問題なしと判断しております。以上です。

○議長（徳永）

ただいま報告事項、第2号について説明がありましたが、御質問をお受けします。何か御質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問がないようですので、報告事項、第2号をこれで終わらせていただきます。

続きまして、報告事項、第3号について、事務局は説明をお願いします。

○事務局（相地）

報告事項、第3号、農地法第18条第6項の規定による通知について、賃貸借解約の届出が13件出されております。内容については、設定が9件、自作が4件となっております。以上です。

○議長（徳永）

ただいま報告事項、第3号について説明がありましたが、御質問をお受けします。何か御質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問がないようですので、報告事項、第3号をこれで終わらせていただきます。

続きまして、報告事項、第4号について、事務局は説明をお願いします。

○事務局（相地）

報告事項、第4号、使用貸借解約通知について、使用貸借解約の届出が1件出されております。内容については、設定が1件となっております。以上です。

○議長（徳永）

ただいま報告事項、第4号について説明がありましたが、御質問をお受けします。何か御質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問がないようですので、報告事項、第4号をこれで終わらせていただきます。

続きまして、報告事項、第5号について、事務局は説明をお願いします。

○事務局（相地）

報告事項、第5号、利用権等設定事業による農地の賃貸借平均価格について、反当たり田の平たん部で1万1,573円、現物は米59キロ、山間部で8,205円、現物は米59キロ、畑は全域で8,052円となっています。以上です。

○議長（徳永）

ただいま報告事項、第5号について説明がありましたが、御質問をお受けします。何か御質問はございませんか。

○4番（河野）

これは去年の12月までの値段ということですかね。

○議長（徳永）

事務局説明してください。

○事務局（岡）

お答えします。これが昨年の令和3年1月から12月までの利用権で設定された分の平均価格になります。

○4番（河野）

なら、今年はまだこのまま。

○事務局（岡）

今発表しておるのは前年度の平均価格を今年分として報告していますので、今ここに上げている分が2月の広報に上がってきていると思います。一応今は標準価格というのが出さないものですので、前年の平均が幾らでしたよという、これを参考にお決めくださいという提示の仕方になります。以上です。

○4番（河野）

実際、値下げとか改定はいつあるのですか、この話合いというか、幾ら割引しますとか…

○事務局（岡）

結構あるんですけど、標準小作料というのが今公共というか、もう制度がなくなっております。ですので、あくまでも全くなくなると皆さんの目安がなくなるということで、前年1月から12月の設定された平均価格をお示ししているところです。

○4番（河野）

はい、分かりました。

○議長（徳永）

ほかに何か御質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問がないようですので、報告事項、第5号をこれで終わらせていただきます。

これをもちまして、本日の日程が全て終了いたしましたので、閉会とさせていただきます。

長時間にわたり、ありがとうございました。

午後1時58分 閉会